

松 山 大 学 論 集
第 31 卷 第 3 号 抜 刷
2 0 1 9 年 8 月 発 行

星野博士の学問と松山商科大学の歴史（その7）

—— ある進歩的民法・民法典研究者の学者人生 ——

川 東 靖 弘

星野博士の学問と松山商科大学の歴史（その7）

—— ある進歩的民法・民法典研究者の学者人生 ——

川 東 埤 弘

目 次

はじめに

第1章 生誕～松山高商教授就任まで

第2章 松山高商・経済専門学校教授時代

第1節 加藤彰廉校長時代

第2節 渡部善次郎校長時代（以上、その1、第30巻第4-1号）

第3節 田中忠夫校長時代

I. 松山高商期

1) 1934（昭和9）年度

2) 1935（昭和10）年度

3) 1936（昭和11）年度

4) 1937（昭和12）年度

5) 1938（昭和13）年度（以上、その2、第30巻第5-1号）

6) 1939（昭和14）年度

7) 1940（昭和15）年度

8) 1941（昭和16）年度

9) 1942（昭和17）年度

10) 1943（昭和18）年度（以上、その3、第30巻第5-2号）

II. 松山経専期

1) 1944（昭和19）年度

2) 1945（昭和20）年度

3) 1946（昭和21）年度

第4節 伊藤秀夫松山経専学校長時代

1) 1947（昭和22）年度

2) 1948（昭和23）年度（以上、その4、第30巻第6号）

第3章 松山商科大学教授時代

- 1) 1949 (昭和 24) 年度
- 2) 1950 (昭和 25) 年度
- 3) 1951 (昭和 26) 年度
- 4) 1952 (昭和 27) 年度
- 5) 1953 (昭和 28) 年度
- 6) 1954 (昭和 29) 年度
- 7) 1955 (昭和 30) 年度
- 8) 1956 (昭和 31) 年度 (以上, その 5, 第 31 巻第 1 号)

第 4 章 松山商科大学学長時代

- 1) 1957 (昭和 32) 年度
- 2) 1958 (昭和 33) 年度
- 3) 1959 (昭和 34) 年度
- 4) 1960 (昭和 35) 年度
- 5) 1961 (昭和 36) 年度 (以上, その 6, 第 31 巻第 2 号)
- 6) 1962 (昭和 37) 年度 (以下, 本号)
- 7) 1963 (昭和 38) 年度

第 5 章 再び松山商科大学教授に戻って

- 1) 1964 (昭和 39) 年度
- 2) 1965 (昭和 40) 年度
- 3) 1966 (昭和 41) 年度以降

おわりに

6) 1962 (昭和 37) 年度

本年度は 2 学部体制となる初めての入試で, 3 月 8 日, 本学, 京都, 岡山, 広島, 福岡の 5 会場で行なわれ, 募集人員は経済学部 200 名, 経営学部 200 名 (定員は各 150 名だが多く募集) に対し, 経済学部は 1,429 名 (第 1 志望 1,154 名, 第 2 志望 275 名), 経営学部は 1,232 名 (第 1 志望 566 名, 第 2 志望 666 名) であり, 相かわらず経済学部志望者が多かった。競争率は約 7 倍であった⁶³⁾

本年 4 月 1 日から経済学部, 経営学部の 2 学部が発足し, 経済学部長に大鳥居蕃, 経営学部長に菊池金二郎が就任した。

63) 『松山商大新聞』特別号, 1962 年 3 月 20 日。

また、2学部発足に伴い、次のような新しい教員が採用された⁶⁴⁾

高橋 久弥 1931年1月生まれ、31歳、山口大学経済学部卒、九州大学大学院博士課程修了、同大学経済学部助手。経済学部講師、経済政策概論担当。

藤田貞一郎 1935年2月生まれ、27歳、和歌山大学経済学部卒、大阪大学大学院博士課程在学を経済学部助手として採用。

中川公一郎 1933年9月生まれ、28歳、神戸大学経営学部卒、同大学大学院修士課程修了を経営学部助手として採用。

なお、申請書では大西確郎（1901年8月生まれ、東京帝大卒、倫理学）が就任予定の筈であったが、1962年度の倫理学は伊藤恒夫が担当しており、赴任したかどうかは不明である。

経済学部のメンバーは次の通りである（かっこ内は生年月、学歴、就任年月、担当科目）。

教授

菊池 清治（1886年1月、東北帝大卒、1955年6月、物理学）

古川 洋三（1898年7月、関西学院高商部、ウイスコンシン大学卒、1923年4月、交通論、保険論）

大野武之助（1899年10月、松山中学卒。1950年4月、英文学）

上田藤十郎（1899年11月、京都帝大卒、1949年4月、経済史概論、日本経済史）

大鳥居 蕃（1901年5月、東京商大卒、1925年6月、国際経済論、国際金融論）

64) 『松山商大新聞』第109号、1962年4月30日。

- 清家 唯一 (1903年11月, 関西大学大学院, 政治学, 国際公法)
増岡 喜義 (1903年12月, 九州帝大卒, 1929年5月, 財政学)
五島 伝 (1905年12月, 日本体育専門学校卒, 1948年9月, 体育)
太田 明二 (1909年5月, 神戸商業大卒, 1933年6月, 景気変動論,
経済原論)
伊藤 恒夫 (1912年1月, 京都帝大卒, 1948年3月, 倫理学, 教育学)
入江 奨 (1923年6月, 大阪商科大大学院修士課程中退, 1951年3
月, 経済学史)

助教授

- 松木 武 (1914年11月, 京都帝大卒, 1949年4月, 統計学総論, 統
計学, 商業数学)
稲生 晴 (1925年3月, 松山経専卒, 九州大学大学院特別研究生修
了, 1953年4月, 金融論)
望月 清人 (1932年3月, 神戸大大大学院修士課程修了, 1956年4月,
工業政策論)

講師

- J・D マンクマン (1915年9月, 英国陸軍少佐, 1961年4月, 英会話)
高橋 久弥 (1931年1月, 九州大学大学院博士課程修了, 1962年4
月, 経済政策概論)
安井 修二 (1933年6月, 松山商大卒, 神戸大学大学院修士課程修
了, 1956年4月, 産業連関論, 計量経済学)
江口 順一 (1936年11月, 京都帝大大大学院修士課程修了, 1960年4
月, 商法総則商行為, 商法小切手)

助手

- 藤田貞一郎 (1935年2月, 大阪大学大学院博士課程在学, 1962年4月)

経営学部のメンバーは次の通りである。

教授

- 野田 義高（1895年6月，東京高等師範卒，1956年4月，教育原理，教育行政）
- 橋本 吉郎（1896年3月，東北帝大卒，1950年2月，自然科学概論）
- 仙波 光三（1896年6月，京都帝大卒，1962年4月，化学）
- 山下 宇一（1899年12月，東京商大卒，1949年4月，銀行経営論，企業形態論）
- 川崎 三郎（1900年9月，東京商大卒，1934年10月，会計学原理，原価計算，教科教育法）
- 川中 建雄（1901年1月，広島文理科大卒，1961年4月，商品学，工学，工業概論）
- 古茂田虎生（1902年10月，東京商大予科卒，1941年4月，英語，英文法，近代英文学，近代米文学）
- 菊池金二郎（1905年7月，東京商大卒，1949年4月，経営財務論，簿記原理，商業実習）
- 村山 敏雄（1906年12月，長岡工業学校卒，1957年4月，事務管理論）
- 八木亀太郎（1908年10月，東京帝大卒，1949年4月，言語学）
- 二神 春夫（1909年3月，九州帝大法文学部卒，1947年9月，英語，英作文，英文学史，現代英文学，現代米文学）
- 元木 淳（1922年2月，東京商大卒，1951年4月，経営学総論，経営管理総論，教科教育法）
- 越智 俊夫（1924年1月，東京帝大卒，1946年12月，商法会社，労働法）

助教授

- 井上 幸一（1921年7月，神戸経済大卒，1952年4月，商学総論，商業経営論）

- 井出 正 (1922年9月, 広島文理科大学卒, 1956年10月, 心理学, 数学, 職業指導, 教育心理学, 青年心理学)
- 神森 智 (1927年9月, 松山経専卒, 1953年4月, 会計監査論)
- 星野 陽 (1929年10月, 九州大学大学院史学科修了, 1956年4月, 歴史, ドイツ語)

講師

- 林 薫雄 (1902年12月, 関西学院高等商業部卒, 1961年4月, 貿易論, 実用英語)
- 岩国 守男 (1930年10月, 一橋大学商学部大学院修士課程修了, 1957年4月, 経営労務論)
- 高沢 貞三 (1932年1月, 一橋大学商学部大学院修士課程修了, 1961年4月, 生産管理, 一般経営史)
- 上野 雅和 (1931年4月, 九州大学大学院博士課程修了, 1961年4月, 民法物権)

助手

- 中川公一郎 (1933年9月, 神戸大学大学院修士課程修了, 1962年4月, 工業経営論)

2学部体制に伴い, 4月「松山商科大学合同教授会規則」が定められた。その規則は次の通りであった。

「松山商科大学合同教授会規則

第一条 教授会は民主的かつ能率的な運営によって本学教育の使命達成に資することを目的とする。

第二条 合同教授会は学長及び両学部の専任教授をもって構成する。ただし合同教授会が必要と認めたときは構成員以外の専任の助教授および講師を参加させることができる。

第三条 合同教授会は学長が招集する。

第四条 合同教授会は必要ある場合随時これを招集する。

第五条 合同教授会の決議は構成員の3分の2以上が出席しその行使した決議の過半数で決定する。

第六条 各構成員は一個の議決権をもつ。

第七条 合同教授会の議長は学長がこれにあたる。

第八条 合同教授会において審議すべき事項は次の通りである。

- 一、入学に関する事項
- 二、教務に関する各学部共通の事項
- 三、学生の厚生補導、賞罰に関する事項
- 四、その他各学部共通の事項
- 五、本規則の改廃

第九条 合同教授会においては予め示された事項以外は付議しない。ただし合同教授会が緊急の必要ありと認めたときはこの限りでない。

第十条 合同教授会は付議事項について必要ありと認めたときはその事項について審査立案する委員会を設けることができる。

第十一条（所管，略）

第十二条（欠席の届出，略）

第十三条（議事録，略）

第十四条 構成員その他出席者は合同教授会の会議の経過を漏らしてはならない。

附則 この規則は昭和三十七年四月一日より施行する」⁶⁵⁾

そして、経営学部教授会規則も合同教授会規則と同時に制定され、学部の教授会に関する事項が定められた。経営学部教授会は学部所属の専任教授をもつ

65) 『五十年史』318～319頁。

て構成され、教授会が必要と認めたときは構成員以外の専任の助教授および講師をもって審議に参加させることができるとされ、付議事項を決めた。経営学部教授会規則は次の通りである。

〔松山商科大学経営学部教授会規則

(本規則の目的)

第一条 松山商科大学経営学部の教授会に関する事項は、この規則の定める所による。

(教授会の目的)

第二条 教授会はその民主的かつ能率的な運営によって本学教育の使命達成に資することを目的とする。

(教授会の構成)

第三条 教授会は学部所属の専任教授をもって構成する。ただし教授会が必要と認めたときは構成員以外の専任の助教授および講師を審議に参加させることができる。

- 二 前項の規定に拘らず、第九条（付議事項）第一項第一号ないし第五号および第十号を付議する場合は専任の教授、助教授および講師をもって構成員とする。

(招集者)

第四条 教授会は学部長が招集する。

- 二 それぞれの教授会の構成員の三分の一以上が会議の付議事項および招集理由を示してその招集を請求したときはそれぞれの教授会を招集しなければならない。
- 三 教授会招集の通知は少なくとも会議の前日までにその付議事項を示して行う。

(招集の時期)

第五条 教授会は毎月一回定日に招集する。ただし、必要ある場合は随

時これを招集する。

（決議の方法）

第六条 教授会の決議は構成員の三分の二以上が出席し、その行使した決議の過半数で決定する。ただし、賛否同数の場合は議長が決定する。

二 学科目の設定改廃に関する事項の議決については、第一項の規定による過半数には出席し且つ行使した教授の議決権の過半数を含まなければならない。

三 第一項の規定に拘らず、学長の選出、学科目の設定改廃に関する事項、本規則の改廃その他重要事項に関しては決議の要件を過重することができる。

四 構成員やむを得ない事由があるときは教授会の承認をえて書面または代理人によりその議決権を行使することができる。

五 教授会の決議について直接利害関係をもつ者は議決権を行使することができない。

（平等の議決権）

第七条 各構成員は一個の議決権を持つ。

（議長）

第八条 教授会の議長は学部長がこれにあたる。学部長事故あるときは学部長の指名した者がその職務を代行する。

（付議事項）

第九条 教授会に付議すべき事項は下の通りである。

- 一 退学、転学、転部、休学および卒業に関する事項
- 二 学科課程および授業日時数に関する事項
- 三 試験および課程修了の認定に関する事項
- 四 学長、学部長の選出などに関する事項
- 五 学則中教育および研究に関する事項の改廃に関する事項

- 六 学科目の設定改廃並びに担当に関する事項
 - 七 教授、助教授、講師、助手、研究員、助手補の資格査定、任免に関する事項
 - 八 学長および教員の留学または派遣に関する事項
 - 九 学長および教員の学外出講などの承認に関する事項
 - 十 本規則の改廃
 - 十一 その他教育および研究に関する事項
- 二 専任教授のみをもって構成する学部教授会の決議事項は専任の助教授および講師を含む教授会にこれを報告しなければならない。

(付議事項の制限)

第十条 教授会においては予め示された事項以外は付議しない。ただし、教授会が緊急の必要ありと認めたときはこの限りでない。

(委員会)

第十一条 教授会は付議事項について必要ありと認めたときはその事項について審議立案する委員会を設けることができる。

(所管)

第十二条 教授会に関する事務は教務課の所管である。

第十三条 (欠席の届出, 略)

第十四条 (議事録, 略)

(秘密を守る義務)

第十五条 構成員その他出席者は秘密事項について教授会の会議経過を漏らしてはならない。

附則 この規則は昭和三十七年四月一日より施行する」⁶⁶⁾

66) 『五十年史』319～320頁。

経済学部教授会規則は、遅れて1963（昭和38）年1月に制定され、第1教授会と第2教授会に分けられ、第1教授会は専任の教授、助教授および講師をもって構成され、第2教授会は専任の教授をもって構成され、それぞれに付議事項が定められた。

経済学部教授会規則は次の通りである。

〔松山商科大学経済学部教授会規則

（本規則の目的）

第一条 松山商科大学経済学部の教授会に関する事項は、この規則の定める所による。

（教授会の目的）

第二条 教授会はその民主的かつ能率的な運営によって本学教育の使命達成に資することを目的とする。

（教授会の構成）

第三条 教授会を第一教授会と第二教授会とに分ける。

二 第一教授会は専任の教授、助教授、講師をもって構成する。

三 第二教授会は専任の教授をもって構成する。

（招集者）

第四条 教授会は学部長が招集する。

二 それぞれの教授会の構成員の三分の一以上が会議の付議事項および招集理由を示してその招集を請求したときはそれぞれの教授会を招集しなければならない。

三 教授会招集の通知は少なくとも会議の前日までにその付議事項を示して行う。

（招集の時期）

第五条 教授会は毎月一回定日に招集する。ただし、必要ある場合は随時これを招集する。

(決議の方法)

第六条 教授会の決議は構成員の三分の二以上が出席し、その行使した議決の過半数で決定する。ただし、賛否同数の場合は議長が決定する。

二 学科目の設定改廃に関する事項の議決については、第1項の規定による過半数には出席し且つ行使した教授の議決権の過半数を含まなければならない。

三 第一項の規定に拘らず、学長の選出、学科目の設定改廃に関する事項、本規則の改廃その他重要事項に関しては決議の要件を過重することができる。

四 構成員やむを得ない事由があるときは教授会の承認をえて書面でまたは代理人によりその議決権を行使することができる。

五 教授会の決議について直接利害関係をもつ者は議決権を行使することができない。

(平等の議決権)

第七条 各構成員は一個の議決権を持つ。

(議長)

第八条 教授会の議長は学部長がこれにあたる。学部長事故あるときは学部長の指名した者がその職務を代行する。

(付議事項)

第九条 第一教授会に付議すべき事項は次の通りである。

- 一 入学、転部、転学、休学、退学および卒業に関する事項
- 二 試験および課程修了の認定に関する事項
- 三 学科課程および授業日時数に関する事項
- 四 学科目の設定改廃に関する事項
- 五 学生の厚生補導賞罰に関する事項
- 六 学長、学部長の選出などに関する事項

- 七 学則中教育および研究に関する事項の改廃に関する事項
 - 八 その他教育および研究に関する事項
 - 九 本規則の改廃に関する事項
- 二 第二教授会に付議すべき事項は次の通りである。
- 一 学科目の担当に関する事項
 - 二 教授，助教授，講師，助手，研究員および助手補の資格査定並びに任命に関する事項
 - 三 学長および教員の留学または派遣に関する事項
 - 四 学長および教員の学外出講などの承認に関する事項
- 三 第二教授会の決議事項は次の第一教授会に報告しなければならない。

（付議事項の制限）

第十条 教授会においては予め示された事項以外は付議しない。ただし，教授会が緊急の必要ありと認めたときはこの限りでない。

（委員会）

第十一条 教授会は付議事項について必要ありと認めたときはその事項について審議立案する委員会を設けることができる。

（所管）

第十二条 教授会に関する事務は教務課の所管である。

第十三条 （欠席の届出，略）

第十四条 （議事録，略）

（秘密を守る義務）

第十五条 構成員その他出席者は秘密事項について教授会の会議経過を漏らしてはならない。

附則 この規則は昭和三十八年一月三十一日より施行する」⁶⁷⁾

67) 松山大学総務課所蔵の公文書より。

これらの教授会規則について少し、コメントしておこう。

- ①基本的に1952年の商経学部時代の教授会規則の規定を踏襲し、専任教授のみの教授会と助教授以下を含めた教授会の2つに分けていることである。とくに経済学部の場合には、第1教授会（全員）と第2教授会（教授のみ）と規定した。
- ②教授だけの教授会が人事権（教員の採用、昇格等の任免権）や学科目担当者の決定権を有していることである。そして、それらは、教授だけの教授会が審議し、助教授以下を含む教授会には報告のみであり、その点ではなお「民主的」ではなかったことである。
- ③ただ、学長の選出については、助教授以下全教員にも権限が付与されていたことである。
- ④経済学部教授会規則の制定が遅れたのは、経営学部教授会規則は合同教授会規則に則り同時に制定されたが、経済学部では議論があり、厳密に第1教授会、第2教授会とし、付議事項も分けたためであろう。

全学の校務体制は、教務部長は元木淳が、学生部長は大野武之助が引続き務めた。図書館長は上田藤十郎が引続き務めた。研究所長は川崎三郎に代わって、新しく山下宇一が就任した。事務局長は事務職員の木村真一郎が引続き務めた。学校法人面では、大鳥居蕃、増岡喜義、八木亀太郎が理事を務め、星野理事長を支えた。

4月10日、入学式が行なわれた。経済学部252名、経営学部258名が入学した。短い式で僅か20分余で終わった。星野学長の式辞の大要は次の如くであった。

「諸君は本日こゝに商大生として認められたわけであるが、私は諸君に松山商科大学の沿革とその性格の概略を述べることにする。大正十二年大

阪財界の故新田長次郎翁が現在の貨幣価値に換算し数億円をかけて松山に松山高等商業学校を創設し、初代校長には大阪高商（現在の大阪市立大）の加藤彰廉先生をむかえた。そして加藤先生の人柄とあわせた清潔さと質朴さが学校のカラーを作り出した。その後三代目校長を田中忠夫先生（註、現在同先生は愛光学園の校長）が三十七歳の若さで継がれ、高い学識と経営の才能を発揮された。特に昭和十二、三年頃には松山高商も世間から高く評価されるようになり、受験者もふえるに伴い、入学者の増員及び校舎の拡張もなされ、質量ともに発展することになった。ここに私学高商では東の大倉（現東京経済大）、西の松山と呼ばれるようになったのもこの頃であった。やがて福知山にあった学校を合併し、松山経済専門学校として発足した。戦後の昭和二十四年に松山商科大学に昇格、伊藤秀夫学長の下に、大学作りに努力し、以後順調に発展してきている。

事業面では全国でもまれな中小企業に関する診断・指導・相談にあたる中小企業研究所が昨年設置された。また今年度から、経済・経営二学部制になり、諸君はその第一回生に当たる。

ところで本学における建学の精神は、高度な学識と教養を身につけ実務能力養うことである。それ故、ごく平凡でありふれたことであるが、またこれは崇高であるとも考えられる。それに本学は初代校長以来培われてきた三実主義がある。真実・忠実・実用がこれである。諸君は在学中にこの三実精神を身につけ、信念の固い人から信頼される有用な人になってもらいたい。環境は人を作るという。四年間の生活で諸君は不知のうちに学校の伝統と三実主義の薫化を受けるであろう。

ただこゝで二つ三つ諸君に希望しておきたいことがある。まず第一に商大に入学した以上、学校のルールを尊重してもらいたい。学校も一つの学園共同体である。また、思想・学問・言論の自由、これらの実現、表現の手段も憲法で保証されているが、諸君は学生・青年であるからおのずからそれには制約があると私は信ずる。諸君は学びつつある準備の時代であ

る。社会の改革に情熱をむけるより、まず自己の完成に目を向けてほしい。東大のはやり言葉に「入学前は旺文社、在学中は岩波文庫、卒業後は文芸春秋社」というのがある。これは的確に各時期を把握している。それから同じ東大のはやり文句に「せん学連・雀学連・全学連・勉学連」の四つの学連がある。せん学連はなにも勉強せず、雀学連は麻雀にあけくれる者をいったことばである。私は勉学にうちこむ勉学連たるものを尊敬する。要するに学生時代は学問の研究を第一とせよ。そして集団的な政治運動はやめてほしい。

次に、図書館を大いに利用してもらいたい。この学生生活の中で良き先生、良き友、良き書を得、適当なレクレーションをたしなんでほしい。

最後に、信念のかたい、人に信頼される有用な人材になることを期待する」⁶⁸⁾

これは、星野通の信念の窺われる式辞であった。

4月、新入生向けの『学生便覧』に校訓「三実主義」（真実・忠実・実用）が掲げられ、その説明が次のようになされた。

「本学には初代高商校長加藤先生が創唱し、二代（筆者注：三代の間違い）田中校長により、その意義が確認強調された三実主義という校訓がある。四十年間学園とともに生きて今日に至った人間形成の伝統的原理であって、本学或は前身の高商・経専の卒業者が中央に地方に高い人間的評価を受けているのは、この校訓の薫化による処が多い。三実とは真実、忠実、実用の三つであって、その意義は次の如く解明されるであろう。

真実とは 真理に対するまことである。皮相な現象に惑溺しないで進んでその奥に真理を探り、枯死した既成知識に安住しないでた

68) 『松山商大新聞』第109号、1962年4月30日。

ゆまず自から真知を求める態度である。

忠実とは 人に対するまことである。人のために凶っては己を虚しうし、人と交わりを結んでは終生操を変えず自分の言行に対してはどこまでも責任をとらんとする態度である。

実用とは 用に対するまことである。真理を真理のままに終わらせないで、必ずこれを生活の中に生かし社会に奉仕する積極進取の実践的態度である」⁶⁹⁾

この星野学長の説明は、1941（昭和16）年の『生徒要覧』における田中忠夫の「三実主義」の定義・説明の前半部分をそれぞれ2行程度に簡略・簡明化したものである（字数にして215字）。本来ならば、戦後民主主義の立場から、表現・内容を民主的・現代的に変更する必要があると思われるが、星野学長はしておらず、田中忠夫の定義の単なる簡略・簡明化に過ぎなかった。

そして、この星野学長の簡略・簡明化した校訓「三実主義」の配列・定義が、以後、増岡、八木、太田、伊藤、稲生、越智、神森、宮崎、比嘉、青野、神森の各学長時代まで50年以上にわたり、卒業式、入学式で繰り返し述べられ、『学生便覧』、ホームページ等で繰り返し掲載された。

4月、本学の教員が一昨年より調査研究していた、伊予三島・川之江経済社会実態調査の報告書が刊行された。その目次は次の如くであった。

- 「序 論 愛媛県経済の後進性とその発展方策
- 第一章 伊予三島・川之江地域経済の近代化
- 第二章 伊予三島・川之江製紙業経営の近代化
- 第三章 伊予三島・川之江製紙業就業者の実態
- 第四章 伊予三島・川之江地域の文化生活と社会意識の実態」⁷⁰⁾

69) 1962（昭和37）年度の『学生便覧』。

70) 『松山商大新聞』第109号、1962年4月20日。

5月12日、3号館が完成した（本館の西側）。外部、内部ともにすばらしい設計で、総工費4,500万円、近代的でスマートな建物であった。

5月31日から6月3日まで、福岡大学で第8回西日本学生経済研究大会が開かれ、松山商大からは多数報告がなされた⁷¹⁾

6月2日、二学部新設祝賀会と兼ね、3号館の落成式が3号館の500人合併教室で行なわれた。学外からの招待者、教職員、学生ら約200名が出席した。星野学長の式辞、木村事務局長の経過報告等が行なわれた。引続き、祝賀会が催された⁷²⁾

6月21日、ゼミ連が発足した。その行事予定は、一、全日本学生経済ゼミナール大会への参加、一、連合誌発行、一、学内ゼミナール発表会、一、親睦をはかるための諸活動であった。これまで、全日本学生経済ゼミナール大会へは経済研究部、経営研究部が参加していたが、これにより各ゼミが出席参加するようになった⁷³⁾

9月26日、学生寮の地鎮祭が行なわれた。

10月、来年度は創立40周年にあたるので、星野学長・理事長は創立40周年記念事業準備委員会を発足させた。委員長は増岡喜義が就任した⁷⁴⁾

12月、「松山商科大学教員選考基準」を定めた。そこでは、教授、助教授、講師、助手となることのできるものの資格が定められ、選考は教授会で審査委員を原則3名選び、審議を行ない教授会に報告、教授会で決定し、学部長から学長に報告されることになった。

「松山商科大学教員選考基準」は次の通りである。

- 「1. 教員の選考は人格、識見、教授能力、教育業績、研究業績を考慮しておこなわれなければならない。

71) 『松山商大新聞』第111号、1962年6月11日。

72) 同。

73) 『松山商大新聞』第112号、1962年7月6日。

74) 『松山商大新聞』第120号、1963年6月29日。

2. 教員の選考は、次の基準による。

(1) 助手となることができるもの

- ア 修士課程修了者又は特に同等の資格があると認められるもの
- イ 大学の学部を卒業したもの

(2) 講師となることができるもの

- ア 博士課程単位修得者
- イ 修士課程修了者で1年の助手歴を有するもの
- ウ 大学の学部卒業生で3年の助手歴を有するもの
- エ 大学の学部を卒業し、研究所、試験所、調査所等で3年の研究歴を有し、研究上の業績及び教育上の能力があると認められるもの
- オ 前号と同等の資格があると認められるもの

(3) 助教授となることができるもの

- ア 博士課程単位修得者で2年の講師歴を有するもの
- イ 修士課程修了者で4年の講師歴を有するもの
- ウ 大学の学部卒業生で4年の講師歴を有するもの
- エ 大学の学部を卒業し、研究所、試験所、調査所等で7年の研究歴を有し、研究上の業績及び教育上の能力があると認められるもの
- オ 前号と同等の資格があると認められるもの

(4) 教授となることができるもの

- ア 7年の助教授歴を有するもの
- イ 旧制の博士の学位を有するもの
- ウ 大学の学部を卒業し、研究所、試験所、調査所等で14年の研究歴を有し、研究上の業績が特に著しく、かつ、教育上の能力があると認められるもの
- エ 前号と同等の資格があると認められるもの

附則 この基準は昭和37年12月6日から施行する⁷⁵⁾

12月、学校当局は来年度からの授業料等の値上げを発表した。授業料を年間2万5,000円を3万円に、設備拡充整備費を5,000円から1万5,000円に引き上げる⁷⁶⁾

12月、温山会総会が開かれ、温山会は創立40周年にあわせて、三恩人の銅像の復元、学生の奨学金の設立などを決めた⁷⁷⁾

12月30日、伊藤秀夫前学長が亡くなられた。79歳であった。星野学長が「伊藤先生を憶う」を『松山商大新聞』に載せている。

「前学長伊藤秀夫先生。八十才の高齢を以て去る三十七年十二月三十日他界された。香り高い蘭の花、一輪、音もなく散って一めんの余香があたりを深い悲しみにつつま。…まさにこういった感じである。

最後に先生にお目にかかったのは一月程前の十一月終わりだった。所は黄ばんだ城山が美しく見える松田池近くであり、令息恒夫君と散歩していられた。しばらく学校の近況などをお話して別れたが、その時の先生の十徳とベレイ帽姿が妙に印象的である。

先生は若い頃、自由の学風をしたって早稲田大学にまなばれた。亡くなった杉森孝次郎氏など同級生だったらしいが、同大学では、のち同大学教授となった関余三郎氏と首席をあらそはれたという。後年英語学者となられたが、早大での専攻は哲学だったのだ。その片鱗は先生の日常のお言葉や、読んでおられる本でときおりうかがへた。大正十五年松山高商に英語の先生として来任。昭和六年七月頃、先生憧憬の国だったイギリスに留学された。二十二年には経専校長となられ、更に二十四年大学への改組後

75) 『五十年史』320～321頁。

76) 『松山商大新聞』第115号、1962年12月14日。

77) 『松山商大新聞』第122号、1963年11月5日。

の初代学長となられた。終戦直後、焦土と化した学園の復旧につくされた功績は大きかったし、また全校の牽引車となり、或は議論の多い連中のよき潤滑油となって大学づくりに努力された御苦労は一しほだったと思われる。三十二年病氣隠退後はお好きな謡に親しんで悠々自適されていたが、最近急に病あらたまって再びたてなかつた。安倍能成先生などとともに先生は典型的なオールド・リベラリストであり、また品のいいイギリス型のゼントルマンであった。厳格な半面、きはめて人情に厚い暖かな性格の持主であり、しかもウイットとユーモアに富まれ、同僚とひとときを炉辺に談笑しては、きく者をして春風春雨一時にいたる思いあらしめた。不正をにくむことはげしく、学生に対しては秋霜烈日の厳しさでのぞまれる半面、溢れる様な暖かさ、やさしさを以て接し、長年に及ぶ高商、経専の生徒課長時代、「ボラさん」の愛称で学生におそれられ、尊敬され、親しまれた。汲めどもつきぬ先生の美しい人間性が学生をしてかく感ぜしめたのであろうが、専門学校歴代生徒課長の中で名課長であった。

わたしがはじめて先生を知ったのは大正三年松山中学入学時、そして学校同僚として御つきあいを願うようになったのは大正十五年頃だったと思う。以来才月ながれて、五十年、思へば半世紀にも及ぶ長い御つきあいだったが、その間先生を尊敬する念こそいやまされ、いやな思いをしたことは一度だつてなかつた。平凡な表現だが、これは先生の御ひと柄が本当によかつたからだらう。惜しい人をなくしたものである。

先生との御つきあいの中でいまだによく記憶にのこるのは昭和十五年頃からいつとはなしにはじまり、終戦前後までつづいた湯豆腐会のことである。山越に長建寺という古寺があり、そこに一寸したはなれがある。いつの頃だったか、先生の首唱でいま同志社大学の教授をしていられる住谷博士、東北大学の哲学科の教授木場深定氏、亡くなった高橋一洵氏、古川洋三氏、それに小生が加はって、そこで豆腐をつついて馬鹿話に興じたことがある。勿論、上戸はのみ下戸はヒタスラ豆腐と魚をくった。これがはじ

まりで年に五、六度、ここで豆腐を喰うて性談ならぬ竹林七賢人の清談をやった。凡そ五、六年はつづいただろうが、あまり人の悪口、かげ口をいはない気持ちのいい会合であった。そのときの一杯気嫌に陶然として人生の機微を語る先生のお顔が、いまも目にちらつく。豆腐と先生！ 本当に奇妙なそしてなつかしい思出ではある。

思出はつきないが紙数に制限がある。ここらで筆をおこう。最後に先生が生前愛誦されたワーズワースの言葉、ハイシンキング、ブレインリヴィングを口づさんで先生のお冥福をお祈りにすることにする（三十八年一月十三日）⁷⁸⁾

1963年3月20日、本学講堂において商経学部第12回、短期大学部第10回の卒業式が行なわれ、商経学部272名、短期大学部75名が卒業した⁷⁹⁾

7) 1963 (昭和38) 年度

本年度の入試は、前年と同様、3月8日、本学、京都、岡山、広島、福岡の5会場で行なわれ、募集人員は経済学部200名、経営学部200名(定員は各150名)に対し、志願者は経済学部は1,429名、経営学部は1,234名であり、相変わらず経済学部志望者が多かった。競争率は経済7.2倍、経営6.3倍であった⁸⁰⁾

本年度、2学部体制の2年目である。経済学部長は大鳥居蕃、経営学部長は菊池金二郎が引続き務めた。

全学の校務体制は、教務部長は元木淳、学生部長は大野武之助が引続き務めた。図書館長は上田藤十郎が引続き務め、研究所長は山下宇一が引続き務めた。事務局長は事務職員の木村真一郎が引続き務めた。学校法人面では、増岡喜義、八木亀太郎が理事を引続き務め、5月から菊池金二郎(1963年5月10日

78) 『松山商大新聞』第116号、1963年1月25日。

79) 『松山商大新聞』第117号、1963年3月20日。

80) 同。

～66年4月19日）と元木淳（1963年5月10日～71年12月31日）が新理事となり、星野理事長を支えた。

本年度も次のような新教員を採用した⁸¹⁾

- 小原 一雄 1913年10月生まれ、49歳、東京外大卒、大連高商助教授、松山外国語短期大学教授等歴任。1952年4月から本学短大事務職員兼非常勤講師をへて、経済学部助教授、中国語担当。
- 松野 五郎 東京大学卒、45歳、松山経専、松山女子商業高校教諭等歴任。経済学部講師。
- 渡部 孝 本学卒、31歳。米国北ダコタ州立教育大学院修了。経営学部講師。英語担当。
- 越智 武 日本体育大学卒、43歳、松山東高校教諭等歴任。経営学部講師。体育担当。

また、昇格人事として、経済学部の藤田貞一郎（1962年4月助手採用）が講師に昇格した。

4月10日、入学式が本学講堂にて行なわれ、経済学部335名、経営学部266名が入学した。星野学長は式辞で次のように述べた。

「諸君は諸君の代表がいま入学宣誓簿に署名することによって、まさしく本学学生たる身分を取得した。私はこれを確認するとともに本大学の沿革、性格について概略を説いて諸君向後の学生生活の参考としたい。

大正十二年松山の生んだ日本の製革王故新田長次郎翁が巨費を投じて松山高等商業学校を創設した。これがわが松山商大の前身である。初代校長

81) 『松山商大新聞』第118号、1963年5月13日。

は元大阪高商校長だった加藤彰廉氏であるが、氏の清潔堅実なる教育方針、経営方針のよろしきを得て、商大百年年の校礎は在職十年の間にかたまった。わが学園伝統の人づくり精神三実主義も氏の創唱にかかる。ついで田中忠夫氏が弱冠三十七歳で三代目校長となったが、田中校長は稀に見る高邁な教育者的見識、卓抜した経営者の才幹の持主であり、同氏就任とともに学校は飛躍的な発展をした。すなわち、全国的に優秀高商としてみとめられるようになり、殊に私学高商として東の大倉高商とともに西の松山高商は天下の双璧とうたわれたのである。

昭和十九年松山経済専門学校と改組改称され、二十年には空襲で致命的打撃をうけ、一時再起不能とさへ言われたが、挙校一致、よく焦土によみがえり、昭和二十四年には松山商科大学に昇格、以後、順調な成長をつづけ、昨年は従来の単科大学を廃して、経済学部、経営学部の二学部よりなる複合大学に改組、将来一層の発展を期待されている。

本学建学の使命は学識深く教養の高い近代センスの産業人、経済人を養成することにあり、学園の施策、事業は大体この点に集中されている。而して、いまこの建学の使命を経とするならばこれに対して緯となるものとして、本学には大正末期以来四十年間学園の精神的支柱となってきた独自の人づくりの原理がある。人づくり原理とは前言した三実主義である。三実とは真実、忠実、実用の三つこれであり、真実は真理を探求し、不屈の批判精神を養う意味、忠実は人としての節操を常にまもり自己の言動にはいかなるときも責任を持つことを意味する。また実用とは自己の認識し、到達した真理を単なる枯死した真理、真知に終わらしめることなく、これを社会生活に有用有益に活用する実践的生活態度である。一言にこれを要約せば信念固く、人から信用される有用有益の人材を作ることであり、近代的センスの知的経済人、産業人として、しかもかかる三実精神のあふれる人格を造成することこそ本学究極の使命とする所といえよう。

次に諸君は憲法により学問・思想・表現、従って団体行動の自由が保証

されている。されば諸君はいかなる思想を有することも自由なれば、また学問や言論の自由を持つ。だが、団体行動の自由に関する限り、法的保証はあるとしても、なお社会的には諸君が学生であるということによって、おのずからなる身分上の制約があると私は思う。すなわち、諸君は学生であるが、学生とは学びつつある者、学ぶべき者、何を置いても先ず学問の研究に専念すべき立場にある者を指す。あくまで学生の本分は学問の研究にある。したがって、諸君が第一義的任務たる学問研究に没頭することを忘れて学生生活とは直接関係のない、政治的社会的団体活動に狂奔する如きは学生たるの本分を逸脱せるものというべきである。かかることのないよう諸君の自重を要望して止まないのである。

最後にいま一度繰り返して言いたい。諸君が本学に学ぶかぎり歴史と伝統のある学友会活動に、進んで参加し或は数多くの本学先輩に接し、また本学諸先生に個人的にもよく接触し、或はまた学校の三十年史、設立者新田翁自伝、加藤彰廉先生などをよむことによって学園の底流となっている三実主義を自然裡に感得し、よき松山商大人となることを切念して諸君に贈る私の第一声とする」⁸²⁾

4月25日に、有師寮の東側に学生寮が完成し、落成式が行なわれた。星野学長が南溟（なんめい）寮と名付けた。この寮は学園拡充計画の一環で、図書館、3号館につぐ建物であった。鉄筋コンクリート3階建て、入寮者は62名。2人1室であった⁸³⁾

本年は創立40周年にあたる。前年10月に準備委員会が設置され（委員長増岡教授）ていたが、記念事業予定は次の通りである。

82) 『松山商大新聞』第118号、1963年5月13日。

83) 同。

- 「1, 記念祝典 (11月9日)
- 1, 祝賀行事 (11月9日を中心に大学祭を行なう)
 - 1, 記念論文集の発行
 - 1, 日本商品学会中四国支部部会 (10月6日)
 - 1, 中四国商経学会 (12月上旬)
 - 1, 記念講演会 (11月上旬)
 - 1, 中四国学生政経ゼミナール (11月上旬)
 - 1, 日本学生経営学会西部部会 (11月下旬)
 - 1, 学生記念顕彰論文の募集
 - 1, 厚生施設山の家又は海の家⁸⁴⁾の設置」

6月14日から16日まで、長崎大学にて第9回西日本学生経済研究会が開催された。本学からも経済研究部が7部門で発表した⁸⁵⁾

10月、創立40周年記念論文集が刊行された。経済編8編、経営編6編、法律編6編、人文編6編、語学編3編、体育編1編の30本の論文が載せられた。学長の星野通も「明治・昭和三民法典における姻族観念の比較法学的研究」を執筆した。それは、先に中川善之助教授還暦記念号『家族法大系 第I巻 家族法総論』(有斐閣)の「姻戚関係とその効果」と論旨は同じゆえ、その内容は省略する。

11月1日、星野通は、教科書『新民法総論』を関書院新社から出版した。それは、1952(昭和27)年3月に出版した『新民法総論』の改定版であった。

11月9日、創立40周年記念式典が本学講堂にて行なわれた。卒業生、教職員、来賓等450名が出席した。開会の辞、校歌のあと星野学長が式辞を述べた。式辞は次のごとくであった。

84) 『松山商大新聞』第120号、1963年6月29日。

85) 同。

「わが松山商科大学は、その前身松山高等商業学校の創立以来、年を閲することここに40有星霜、時運の進展と社会の要望に應へて、学問研究および、人材養成の府として、輝かしい業績を築いてまいりました。

まことにローマは1日にしてならず、わが学園のたどった道もまた必ずしも坦々たるものではなくて、その間、幾多の難境を経て参りましたが、ただ不屈不撓、一難を経る毎に一歩を進め、もって校運隆々、本日ここに創立40周年の記念式典を挙げ得る運びにいたったのであります。

これ創立者新田家というに不及、県内県外各界諸彦の賛助と卒業生諸君の支援と、且つは又教職員各位、全学生の一致協力の結果にほかならず、顧みて衷心ふかく欣佩に堪えないところであります。

さて、わが大学の前身松山高等商業学校が当松山出身の一代紳商新田長次郎先生の拠金に基紀、時の松山市長加藤恒忠先生の斡旋をわづらわし、元大阪高等商業学校長加藤彰廉先生を初代校長として誕生したのは、遠く大正12年でありまして、当時、加藤先生が校長であられた北予中学校の校舎の一部を借り受けて、本県最初の専門学校として授業は始められたのであります。

かくて、加藤校長の大いなる徳望と卓越した指導精神と、さらにはまた一代の教育者が晩年円熟の熱情を傾け、骨をけずり肉をそぐがごとき努力を重ねた育成とによって、学園百年の基礎は確立せられたのであります。

次いで、学園の歴史に画期的な発展の足跡を印したのが、田中忠夫校長の時代でありまして、学生定員、教授定員の増加をはじめ、校舎の増築、校地の拡張その他に驚異的な躍進を示したのであります。

すなわち、渺たる家塾的私学にすぎなかったわが学園は田中氏就任を機とし大きく発展をとげ、やがて、全国多数ある高等商業学校の中でも優秀校に属するものと評価されるにいたり、ことに私学高等商業学校中においてまさに日本最高クラスとさえたえられたことは、私ども学校関係者の心ひそかに大きい喜びとする所でありました。しかも戦時下学校再編成に

より昭和19年松山高等商業学校は松山経済専門学校と改組、改称され、非常時下の我が国経済専門教育に大きい役割を果たしたのであります。

不幸にして戦争末期、はげしい戦災を受けて、本館、加藤会館等一部鉄筋建築を除く、全校舎と教具、器具類の一切が焼失するという壊滅的な打撃を被りましたが、幸いにして灰塵のなかからよく不死鳥の如く立ち上がることが出来たのであります。

すなわち、敗戦による社会的混乱と物質的欠乏の真っ只中であって伊藤秀夫校長が牽引車となって一路直進した全教職員、および学生の不退転の努力は豊かな実を結んでやがて復興となり、つづいて真理探求と高度の学識技能をそなえた近代的経済人産業人養成とを職能とする大学となって以後15年この間、教授陣は逐次充実し、一方校地は大拡張され、講堂、図書館、教室、寄宿舎等も相次いで建設されました。誠にいま秋空に亭々として聳える銀杏並木の両側に大小数組の建物が整然とたちならぶキャンパスの風景は相当の景観といえはいえるでしょうか？

また、大学改組と同時にその研究的使命達成のため経済研究所が設置されて全学的機関として機関紙の発行、或は、共同調査などに大きい業績を挙げて参りましたが、特に一昨年は中小企業研究所を併置し、日本企業の9割以上をしめる中小企業の専門的、理論的研究を行なうとともに地域社会の中小企業の発展振興、近代化に奉仕して一層地方大学としての使命達成と近時のキャッチフレーズたる産学協同の精神の実践に努力することになりました。しかも昭和37年には急速なる経済伸長と著しき技術革新に即応して従来の単科大学を発展的に改組、経済学部、経営学部2学部制の複合大学となし、新買収地には近く経済研究所、中小企業研究所、全教員研究室等を綜合する一大研究センターを建設せんとする計画も熟しつつあり、かくて本学は関西私立大学一方の雄として確固たる地歩を占むるに至ったのであります。

また特記すべきは昭和27年商業経済学に関する短期大学部が設置され

たことであります。当時の県下定時制高校生諸君、および各方面勤労青少年諸君の熱心な願望にこたえて、本学が愛媛県および松山市両当局の物心両方面にわたる支援を得て開設したものであり、開設後10年余、順調なる発展をとげて今や県下唯一の勤労青少年短期専門教育機関として大きい役割を演じつつあります。多数の短大卒業生が、全県下にわたり各々そのところを得て活躍しつつあるのはこれまたひそかに私どもの喜びとせねばならないところであります。

以上がわが学園の歩んだ40年の道程であり、また歴史でありまして、卒業生を世に送ること実に8,300人、いづれも縁に順い、機に応じて産業界、経済界に大いなる活躍をなしつつありますことは、いささか私どもの自ら慰め安んずるところであります。

しかしながら、百里の道を行くものは九十里をもって半ばとすべしとか申します。これを建学の大精神に照らし、ひるがえってまた現在および将来の世界の大勢とわが国情にかんがみ、私どもの大学が研究および教育の2つにしてしかも不可分なる使命達成を通じ日本文化の発展に貢献せんことな前前途遼遠であって、決して小成に安んずべき秋ではないと思うのであります。

今後設立者、卒業生諸君、或は各界諸彦の協力と相まち、愈々建学の真面目を発揮し、勇猛精進、もって大学としての使命達成を期せんとする次第であります。願わくば、大方の諸彦また深厚なる協力を賜わり、これを指導鞭撻せられんことを。

ここにはるかなる建学の昔を偲び、改めて創立三恩人、その他、諸彦諸先輩につきぬ感謝を捧げるとともに、所懐と抱負の一端を述べて式辞いたします。

昭和38年11月9日

松山商科大学学長 星野 通⁸⁶⁾

そのあと、温山会から学校に対し、三恩人の銅像贈呈式が行なわれ、新田長次郎翁は本館前に、加藤彰廉は図書館前に、加藤拓川は3号館前に置かれた⁸⁷⁾

そして、この時、三恩人のプロフィールが星野通学長によって書かれた。それは次の如くであった。

新田長次郎翁

「温山新田長次郎翁は松山市山西の産。弱冠志をたてて大阪にいで當時至難とされた皮革製造業を創始し日本産業発展に大きい寄与をした。勤労を尚び虚偽を斥けるよきひととなり万人に敬愛されたが、翁また青年を愛し学問を愛し巨費を投じて故山に松山高等商業学校を創設した。温山会は創立四十周年に当り学園創立の父温山翁を偲んで胸像を再建し、永くその功績を後世に伝えんとするものである。

昭和三十八年十一月九日 星野 通撰文

大暁 澤田茂雄謹書 』

加藤拓川翁

「拓川加藤恒忠翁は松山藩儒者大原観山の三子であり、俳人子規の叔父にあたる。幼にして伝統の家学に親しみ、長じてフランスに学び外務省に入って大公使を歴任後貴族院議員となる。後年請われて松山に帰り市長となったが、松山高等商業学校創立に当っては新田温山翁を説きよく学園誕生の産婆役を果たした。ここに温山会は創立四十周年を迎えるに当り翁を偲んで胸像を再建、永くその功を讃えんとするものである。

昭和三十八年十一月九日 星野 通撰文

大暁 澤田茂雄謹書 』

86) 『六十年史(資料編)』302～304頁。『温山会報』第7号。

87) 拙著「松山大学の歴史と創立の三恩人・校訓『三実主義』について」『松山大学論集』第29巻第2号、2017年6月、において、三恩人の銅像の設置場所について、両加藤の銅像の場所に間違いがあったので、訂正しておきたい(『松山商大新聞』第122号、1963年12月18日より)。

加藤彰廉先生

「加藤彰廉先生は松山藩士宮城正修の次子として生る。長じて東京大学に学び西欧の新思潮を身につけたが、卒業後は教育界に入り山口高等学校教諭を経て大阪高等商業学校長となった。晩年松山に帰り北予中学校長となる。松山高等商業学校創立に当っては請われて初代校長となり、学園百年の礎を確立した功績は至大である。ここに創立四十年に当り温山会は胸像を再建、先生の遺徳を永く後世に伝えんとするものである。

昭和三十八年十一月九日

星野 通撰文

大暁 澤田茂雄謹書 』⁸⁸⁾

この星野通の三恩人の紹介文について、少しコメントしておこう。

星野通の紹介文は三恩人の経歴をそれぞれ180字程度に短くまとめ、簡にして要を得たもので、その後の原型という意味において極めて重要な資料である。しかし、現時点ではいくつか不備・問題点が見受けられる。例えば、三恩人の生年月、没年が無い、また、両加藤には出自があるが、長次郎には無い、さらに彰廉には学歴を記しているが、長次郎と拓川には無い、また、両加藤には衆議院議員の経歴があるのに欠けている、等々である。

11月21日、第2次池田内閣下の第30回衆議院選挙が行なわれ、自民党は議席を少し減らしたものの、大勝した。この選挙に関し、22日の新聞に松山商大生4名が公選法違反の疑いで任意出頭、取調べ中という記事が出て、本学は大騒ぎとなった。

『松山商大新聞』は11月28日、号外を出した。その大要は次の如くである。

「衆議院選挙の開票結果を知ろうと11月22日の新聞を目にしたとき異

88) 三恩人の星野通学長の紹介文は『松山商科大学六十年史（写真編）』115頁に全文が掲げられている。

様な記事に驚いた。松山商大生4人が公選法違反の疑いで取調中というものであった。我々はこの事態を知り、関係学生の非常識さに憤慨の念を抑えることができなかった。記念すべき創立40周年をこのような不祥事件で汚点を残すとは全く残念なことである。この不祥事件は単に関係学生の問題としてだけでなく、現在の商大生のあり方についても再検討する必要にせまられている。本学学生全体としての統一の欠如－学生間の交流－及び政治経済等における問題意識の欠如が最大の問題であろう。

我々は学生課を訪れ、真相を聞いた。それによると、商大生4人は自分たちの入場券を含めて学生から32枚、一般市民（おもに友人）から9枚、計41枚を集めて選挙事務所2カ所に売り込みに行った。その入手方法は『ちょっと貸してくれ、晩までには返す』とか『入場券があれば選挙アルバイトがやりやすいのだ』とか言われ、安易な気持ちで貸したとのこと。ここでは先輩関係とか、いつも面倒をみてくれているからという気持ちで貸したらしい。彼等は どうして金欲しさの手段として学生として恥ずべき行動をとったのか。以前、彼等は選挙事務所でアルバイトしたことがあり、そこで選挙の腐敗を知り容易に金が入ることを知ってやったのではないか。入場券を貸した学生は色々の関係から断れなかったといっているが、義理人情で自分の権利を放棄し民主主義を踏みにじった行為は問題である。

民主主義国家国民の最高の権利行使である衆議院選挙の機械に、我々商大生の一部から最高学府に学び国家の将来を背負って立つべき国民として最も恥ずべき出来事が起こったことは遺憾である。起こってしまったこの出来事は過去の出来事として胸に刻み『罪を憎んで人を罰せず』の精神で、その出来事を将来の良き教訓として生かす道を見出すために一人一人が自覚し、努力することが我々に与えられた最大の課題であろう』⁸⁹⁾

89) 『松山商大新聞』号外、1963年11月28日。

星野学長はこの不祥事の責任を痛感し、任期終了を待たずに辞意を表明した。しかし、慰留された。

11月26日に星野通学長の任期が本年12月末で満了となるために、次期学長候補者を選ぶための推薦委員会を開いた。推薦委員は太田明二教授ら7名の教授、事務局から1名、そして温山会から愛媛新聞社長の高橋氏、愛媛県総務主幹二宮氏の10名からなり、満場一致で増岡喜義教授を学長候補者に決めた。

12月10日、学長選挙が行なわれた。信任投票で、3分の2以上の信任により増岡喜義が次期学長に決定した⁹⁰⁾

12月31日、星野学長は任期満了により、学長・理事長職を退いた。

星野通の学長退任の挨拶の次の如くであった。

「三十八年十二月末日を以て学長を退任いたしました。野球でいえば、九回裏二死というきわどい処で、新聞やテレビ・ラジオでさわがれるという不祥事が発生し、学園代表者として大きい責任を痛感したのでありますが、その他は無能な私が六年間のながきわたり大した馬脚を現わすこともなく、その任にあり得ましたことは、同僚の諸君はいうに及ばず温山会員の皆さんのいつに変わらない御友情御高屁によるものところより感謝している次第です。

管理職、行政職或は経営者としての地位から解放され、研究と教育オンリーの静かな生活に還ったわけですがありますが、皆さん！向後も何分にも御よろしく御願い申し上げます。私の在任中建物が二つ三つたったり、校地が若干拡がったりいたしました。これらはいずれも私のかげの人、木村事務局長の献身的な御協力や、他の理事諸公の不断の御努力によるものでありまして、到底私の如きよくなしうる所ではありません。私は学長として教員組織の充実と研究環境の改善を主目標に、私なりに懸命の努力を

90) 『松山商大新聞』第122号、1963年12月18日。

いたして参りました。

幸いに教員組織の拡充は相当の成果をあげ得て、二学部制の基礎をつくり得たと思うのでありますが、第二の目標たる研究環境の改善は全く思うに任せず、向後の完成はこれを新学長の御手腕にまたねばなりません。幸にも後任者は有能にして、人格識見ともに文字通り申分のない増岡氏を得たことでありますし、私のなし得なかつたことは必ずや同氏によって実現されることでありましょう。まことに以て母校の前途は洋々といわねばなりません。同氏に対する向後の御支援をお願いして止みません。複雑な人間関係にとりかこまれた責任ある地位から解放されたガンツフライの心境はまた格別のどかなものですが、半年ほど存分に解放感を味わって、あと一頑張り、好きな民法史の研究でも続けたいと、かように考えています。

皆さんもどうぞ、時々この老兵を御たずねください。そして昔話をしたり、学園の将来のヴィジョンなどについて語り合ひましょう。

最後にこの六年間、私は一切の権謀術数を排し、ただ清潔と誠実のみを旨として仕事をしてきたことを申上げまして、皆さんへの退任御挨拶を終わることといたします⁹¹⁾

第5章 再び松山商科大学教授に戻って

1964（昭和39）年1月1日、星野通は再び教授に戻った。所属は経済学部であった。

2月20日に、大鳥居蕃経済学部長と菊池金二郎経営学部長の任期が3月末で切れるので、学部長選挙が行なわれた。選挙には、先ず両学部にも所属する教授、助教授、講師が各学部2名の候補者を選ぶ予備選挙を行ない、この中から教授だけの決戦投票により両学部長を選ぶ方式がとられた。その結果、新経済学部長に上田藤十郎教授（日本経済史）、新経営学部長に古茂田虎生教授（英

91) 『温山会報』第7号、1964年。

語）が選ばれ、4月から就任することになった¹⁾

3月21日午前10時より本学講堂にて商経学部、短期大学部合同の卒業式が挙行され、商経学部326名、短期大学部72名が卒業した。増岡学長の最初の卒業式であった。

3月31日、古川洋三（交通論等）が定年により退職した。また川中建雄（商品学等）が依願退職した²⁾

1) 1964（昭和39）年度

1964年度の入試は、3月10日、本学、京都、岡山、広島、福岡の5会場にて行なわれ、募集人員は経済学部250名、経営学部250名（定員は各150名だがそれぞれ100名も多く募集）に対し、経済学部の応募者は1,435人、5.74倍、経営学部の応募者は1,319人、5.28倍であった。3月17日に合格発表を行ない、経済学部323名、経営学部280名で定員をかなりオーバーして発表した³⁾

本年は2学部体制の3年目で、学長は増岡喜義が続けた。経済学部長は上田藤十郎、経営学部長は古茂田虎生が新しく就任した。全学の校務体制は、教務部長は元木淳に代わって、太田明二が就任し（1964年5月1日～1966年6月10日）、学生部長は大野武之助に代わって、高村晋が就任した（1964年5月1日～1966年1月9日）。図書館長は上田藤十郎に代わって大鳥居蕃が就任した（1964年4月1日～1967年3月31日）。研究所長は山下宇一が引続き務めた（1962年4月1日～1965年3月31日）。事務局長は事務職員の木村真一郎が引続き務めた（1957年5月1日～1973年3月31日）。学校法人面では八木亀太郎（1960年10月31日～1971年12月31日）、菊池金二郎（1963年5月10日～1966年4月19日）、元木淳（1963年5月10日～1971年12月31日）が理事を

1) 『松山商大新聞』第124号、1964年3月21日。

2) 『松山商大新聞』第126号、1964年5月25日。

3) 『松山商大新聞』第124号、1964年3月21日。

引続き務め、増岡理事長を支えた。

4月1日、新教員が採用された。それは次の通りである⁴⁾

伊達勇〔功〕 1924年4月愛媛県生まれ。山口経専卒、京都大学卒、京都大学大学院修士課程修了、島根大学に赴任後、家庭の都合で愛媛に帰り済美高校に勤務し、1960年4月松山商科大学経済研究所に勤務していた。

倉田 三郎 1936年10月生まれ。神戸大学大学院経営学研究科博士課程修了。経営学部助手。

宮崎 満 1936年1月愛媛県生まれ。一橋大学商学部卒業、日東商船株式会社に入社し、本年4月経済学部助手に採用。

また、昇格人事もあり、経済学部の小原一雄（中国語）、経営学部の田辺義治（体育）が教授に昇格し、経済学部の高橋久弥（経済政策）、経営学部の林薫雄（貿易論）、高沢貞三（一般経営史、生産管理）が助教授に昇格し、経営学部の中川公一郎（工業経営論）が講師に昇格した。

4月10日午前10時より本学講堂にて入学式が行なわれ、626名が入学した。増岡学長は今日まで40年間、三実主義をもって着実に歩んできた本学の沿革、概略を述べ、新入生に対し、これからの大学生活における学問、思想、行動にわたる注意を述べた。注意とは、星野前学長と同様に、学生としての本分を守って、政治運動よりも学問にエネルギーをとというものであった⁵⁾

星野通は民法の外に、自ら進んでドイツ語講読を担当した。

1964年4月、星野通は『松山商大論集』第15巻第1号に中村菊男慶應大学教授の『新版・近代日本の法的形成』（有信堂、1963年12月）を書評している。その大要は次の如くである。

4) 『松山商大新聞』第126号、昭和39年5月25日。

5) 『松山商大新聞』第125号、昭和39年5月4日。

「1月某日、偶然、市内書店において慶應大学教授中村菊男氏著『新版、近代日本の法的形成』を発見、すでに旧版はもっていたけれども、増補された新版なので敢えて購入し、身辺多事のなかを新版第二部の「民法典性格論争」をザット拾い読みした。新版第二部も旧版と変わらないが、ただ新たに第4章「民法典論争論の経過と問題点」が付け加えられている。さて、この第二部においては光栄にも激しい攻撃が私の論著に向けられているが、同教授の波状的攻撃にもかかわらず、私の従来の見解はいささかも変わっておらず、また将来も変える必要なしと思っていることを、まず一言しておきたい。

明治23年の民法典の性格論に関する限り、私の見解はいささかも変わっていない。

第1に、明治23年の民法典における身分観念について、同法典では明治31年民法典における前近代的身分観念、すなわち、血族、姻族、配偶者の三者を包摂する親族身分観念は法認されていない。第2に、戸主の家族に対する居所指定権について、明治31年民法ではその規定があり、人間が人間を支配する身分拘束的、封建家族的、封建戸主制度的性格を特質づけているが、明治23年民法はかかる封建的戸主規定が欠如していることである。第3に、明治31年民法には、公益を理由とする家族の婚姻取消請求権が戸主に与えられているが、明治23年民法にはかかる請求権は全く与えられていない。

中村教授の再三に及ぶ激しい批判攻撃にもかかわらず自説変更いささかも必要なしというのが私の現在の心境である」⁶⁾

1965（昭和40）年2月、星野通は、経済研究所から研究叢書第12集『民法典論争資料集（続）』を発刊した。それは、1942年7月、11月の『民法典論争

6) 「書評 中村菊男慶應大学教授の『新版・近代日本の法的形成』を読む」『松山商大論集』第15巻第1号、1964年4月。

資料集(上・下)』, 1943年のダイヤモンド社『明治民法編纂史研究』, 1944年の日本評論社の『民法典論争史』につぐ4回目である。本資料集は星野通が蒐集し, 未整理のまま眠っていたものを発刊したもので, 法典延期派論文1本(穂積八束「耶蘇教以前ノ欧州家制」), 断行派論文13本を掲載している。星野通は序論で, 明治23年民法典の本質について, 慶應大学の中村教授との間で10年近く激しい論争をしてきたが, 未だ決着がつかない, 論争の成敗は, 関心をよせる人に任せると言い, 再度明治23年民法典の「近代法的性格」について12点を列挙し, 持論を述べている。

1965年3月20日午前10時より本学講堂において, 商経学部第14回, 短期大学部第12回の合同卒業式が行なわれ, 商経学部307名, 短大120名が卒業した。増岡学長は実業人であることよりもまず人間であれと訓示した⁷⁾

3月31日, 経済学部の上田藤十郎教授と経営学部の山下宇一教授が定年により退職した。また, 経済学部の江口順一講師が途中退職した。

2) 1965(昭和40)年度

1965年度の入試は例年より早く2月21日, 本学, 京都, 岡山, 広島, 福岡の5会場にて行なわれ, 経済, 経営各250名の募集定員に対し, 経済学部は1,244名, 経営学部は494名の志願者で, 昨年を上回った。そして, 2月27日に合格発表を行ない, 経済学部360名, 経営学部388名, 合計748名の入学を許可した⁸⁾

本年は2学部体制の4年目である。学長は増岡喜義が続けた。経済学部長は上田藤十郎が定年退職し, 代わって伊藤恒夫が2代目の学部長に就任した(1965年4月1日~1969年3月31日)。経営学部長は古茂田虎生が続けた。

全学の校務体制は, 教務部長は太田明二, 学生部長は高村晋が続けた。図書館長は大鳥居蕃が続けた。研究所長は山下宇一に代わって井上幸一が就任した

7) 『松山商大新聞』第131号, 1965年3月20日。

8) 同。

（1965年5月1日～1966年5月31日）。事務局長は事務職員の木村真一郎が引続き務めた。学校法人面では八木亀太郎、菊池金二郎、元木淳が理事を引続き務め、増岡理事長を支えた。

4月1日、新しい教員が採用された。職員で採用していた真部正規（1960年1月職員採用）を経営学部のフランス語の助教授として採用した。また、佐藤幸夫を経済学部の商法の講師として採用した⁹⁾

また、昇格人事もあり、経済学部の越智武と松野五郎が助教授に昇格し、経営学部の倉田三郎が講師に昇格した¹⁰⁾

4月9日、入学式が行なわれ、式は初めて学部別になされた。経済学部は33番教室にて、経営学部は講堂にて行なわれ、経済学部333名、経営学部306名が入学した。増岡学長は本学の沿革、三実主義について述べ、有意義な学生生活を送るよう訓示した¹¹⁾

本年度の星野通の授業科目は、前年と同様、民法とドイツ語であった。

1966（昭和41）年3月19日、第15回松山商大卒業式が行なわれ、商経学部43名、経済学部224名、経営学部203名が卒業した¹²⁾

1966年3月31日、星野教授は定年を迎え退職した。65歳であった。広田喜作も同じく定年退職した。

星野通の退職の辞は次の通りである。

「私が本学の前身松山高商に来任したのは遠く大正14年の昔であり、諸君などまだ生まれるべく運命づけられていない時代であった。以来、40年が経過したわけであり、思へばあわただしくもあり、また、余りにも長

9) 佐藤幸夫は1933年長野県生まれ、同志社大学法学部を卒業し、神戸大学大学院博士課程を修了し、神戸大の助手、講師をしていた。江口順一の後任であった。ただし佐藤幸夫は1年半で同志社に転職する（『松山商大新聞』第134号、1965年7月7日。同143号、1966年11月1日）。

10) 『松山商大新聞』第133号、1965年6月14日。

11) 『松山商大新聞』第132号、1965年4月30日。

12) 『松山商大新聞』第139号、1966年4月25日。『六十年史（資料編）』141頁。

い年月の流れであった。その間、哀感ともども、学校の問題につき、あるいは自分自身について色々なできごとがあったが、悲しかったこと、苦しかったことについて語れば愚痴になって、諸君もつまらないだろうし、喜ばしいことだけ話せばいきおい自慢話になって聞かれる諸君には不愉快きわまるだろうから、この際、悲喜ともに一切口を閉じてノーコメントということにする。ただ一言だけ言はしていただきたいことは、悪を憎む自我の強い私は一切の不正を排除することに呵責しなかったとともに、よき学生諸君にはあふれる愛情をもって接して来たことを誇りとする。無能な私ではあるが、学生諸君に対する友愛の情にかけては何人にもヒケをとらなかったつもりである。

大学という処は教師学生ともに学問を研究し、研究の成果を発表し、また教師は自己研究成果を学生に教授し、若い学生はこれを全力を以て吸収すべきである。また、学生教師ともに協力して人間形成に専念すべき場でもある。大学とはこうした崇高な使命達成に構成員が総力を結集すべき運命的な創造的協同体である。学生教師、或は学生相互に内にせめぐ利害対立の場ではない。

どうか諸君相互に協力して平凡な、分かり切った、しかも崇高な学の真使命達成に専念していただきたい。私も今後、何らかの形において学校に関係することになるだろうが、この学校使命実現に余生をささげたいと思う。最後に諸君の学問に光栄あらんことを祈る。1966・2・20¹³⁾

3) 1966 (昭和 41) 年度以降

1966年4月からは、星野通は松山商科大学嘱託教授となった。このころ、65歳で退職しており、星野通に再雇用制度は適用されなかったが、実質再雇用であった(神森先生より聞き取り)。

13) 『松山商大新聞』第139号、1966年4月25日。

1966年12月に、『松山商大論集』第17巻第6号が「星野通博士定年記念号—法史学及び法学の諸問題—」として発刊された。伊藤恒夫経済学部長が献辞を書いている。それは次の通りである。

「昭和41年3月末、星野教授は、同僚の愛惜のうちに、定年退職されることになりました。

今度、この記念論文集を教授に捧げ、私どもの深い感謝と変らざる敬愛、思慕のしるしとしたいと思います。

星野教授は東京帝国大学法学部法律学科（独法）を御卒業後、直ちに御郷里近くの、本学の前身である松山高等商業学校に御就任、以来40年間、松山高等商業学校、松山経済専門学校、続いて松山商科大学教授を歴任されました。その間、図書館長、理事、学長、理事長としての重任を果され、また学友会各部の部長としてもいろいろ尽力されました。戦前、戦中、戦後を通じ、ただ一筋に、地方のわが学園のために献身されたのです。そして、定年退職後は、他の諸大学からの勧誘もしりぞけられて、引続き、また、本学嘱託教授として、あいかわらず、御元気で教鞭をとって下さっています。

これだけでも、先生の御誠実、御精錬な御人格をしのぶに十分なものであろうと思います。

先生は、昭和23年には、明治民法編纂史の御研究で法学博士の学位を得られ、先生の学界における地位をいよいよ高められたことはもちろん、わが学園の名を全国に馳せられました。

このように、先生は、学者、研究者、教育者として、わが学園の先頭に立って歩まれたのみならず、種々の要職につかれ、わが学園の向上発展に献身されました。

わけても忘れられないのは、先生が御在任中に大学の魂である新図書館と新研究室の建設に情熱をかたむけられたことです。もう一つ忘れられな

いのは、学長御退任の際の御挨拶で、『何よりもまず研究者たれ』と力説され、後輩同僚を鼓舞されたことです。

この『図書館』と『研究室』と「何よりもまず研究者たれ」という御訓辞は、わが学園の永久の魂であり、わが学園に永遠に生命を吹き込むことでありましょう。

このような先生が、同僚、卒業生、在学生の親愛と敬慕とを一身に集められたのは当然であります。先生御自身、さぞかし御満足のことと拝察いたします。

この先生の御退職記念論文集に、全国法学界一流の諸教授の御好意による玉稿が集まり、また本学法学関係者全員の諸論文が出ましたこともまた故あるからであります。

はからずも、たまたま、経済学部長であった私が、先生の記念論文集に献辞を書くに至ったことを光栄に思います。

終りに、先生の一層の御健康と御多幸を祈るとともに、今後も、わが学園のため、学界のために尽くされんことをお願いいたします。

昭和42年1月16日

経済学部長 伊藤 恒夫¹⁴⁾

星野通博士定年記念号に次のような錚々たる人たちが執筆している。その論文名は次の通りである。

青山 道夫（九州大学名誉教授・西南学院大学経済学部教授）「ボアソナー
ド法学の一側面」

上野 雅和（岡山大学法文学部助教授）「明治前期の法律婚主義の評価を
めぐって」

打田 峻一（専修大学法学部教授）「明治民法の解釈と梅博士の解釈理論」

14) 『星野通博士定年記念号－法史学及び法学の諸問題－』『松山商大論集』第17巻第6号、1966年12月。

- 江口 順一（滋賀大学経済学部助教授）「アメリカ不正競争法の統一と進化－統一法典とリンゼー法案の試み－」
- 越智 俊夫（松山商科大学経営学部教授）「明治前半期の会社設立に関する立法主義」
- 熊谷 開作（大阪大学法学部教授）「商法典論争序説」
- 高梨 公之（日本大学法学部教授・法学部長）「民法典論争と日本法律学校」
- 高村 晋（松山商科大学経済学部教授）「日本国憲法第29条Ⅲ項に所謂『正当な補償』の原因たる『公共のために用いる』行為としての『収用又は使用』－土地収用法改正案を参考に－」
- 谷口 知平（大阪市立大学法学部教授）「法典調査会民法議事速記録より見た不法原因給付」
- 玉城 肇（愛知大学法経学部教授）「唯物史観と家族集団－江守教授らへの反批判を通じて家族研究の基本原則についての試論－」
- 利谷 信義（東京都立大学法学部助教授）「明治期法学教育の一断面－東京専門学校講義録の考察－」
- 中川善之助（東北大学名誉教授・学習院大学法学部教授）「明治初期における長子相続制」
- 沼 正也（中央大学法学部教授）「近代家族法の論理構造のなかでの精神病離婚原因」
- 福島 正夫（東京大学東洋文化研究所教授）「旧民法と慣行の問題」
- 水辺 芳郎（松山商科大学経営学部講師）「小作権と法典論争」
- 谷田貝三郎（同志社大学法学部教授）「民法典編纂史における共同相続制－明治初期より同26年まで－」

また、越智俊夫が「星野先生の業績を回顧して」、八木亀太郎が「星野先生の横顔」の文章を寄せている¹⁵⁾

1966年～1968年と星野通は嘱託教授を続け、経済学部で民法を講義した。

1969（昭和44）年7月、星野通は生涯研究を捧げてきた『民法典論争資料集』を復刻し、日本評論社から発刊した。この書物は星野通が1942年8月、11月、そして、1965年2月の3回にわたって、松山高商、松山商科大学の商経研究会から出した資料を合本出版したものである。本書には解題「旧民法典と民法典論争」と延期派、断行派の論文総計58本が発表の年代順に収められている。資料集の集大成であり、星野通は感無量を味わったことであろう。

星野通は解題「旧民法典と民法典論争」において、明治23年民法典人事編の「近代的性格」につき12点にわたって、簡潔に挙証し、「形式・内容より見て当時としては近代性の強いウエスタンインシプルの法律であった」（同、5頁）と年来の持論を繰り返している。そして法典論争についても「結論的にいえば、論争は主として法典人事編の近代家族法的性格をめぐって展開した自然法学・歴史法学派の学說的抗争の感深く、また同時にそれと不可分に結びつく個人主義・自由主義と国家主義・伝統尊重のイデオロギー的相剋でもあり、しかも一面両派闊多年の感情的喧嘩でもあるという極めて複雑な性格の論争であった」（同、7頁）と、ここでも年来の持論を繰り返している。さらに、論争相手の慶應大学の中村菊男教授の説（明治23年民法典は31年民法典と同様あるいはそれ以上に封建家族法である）に対しても、「家父長家族制31年民法に比し（23年民法は）進歩的立法であった」（同、8頁）と、ここでも年来の持論を繰り返している。

星野通の研究姿勢とその結論は中村菊男・手塚豊の批判攻撃にもかかわらず、頑固なほど一貫していたといえる。

1971（昭和46）年4月、星野通は松山商科大学名誉教授の称号が与えられた。

15) 『星野通博士定年記念号－法史学及び法学の諸問題－』『松山商大論集』第17巻第6号、1966年12月。

1973（昭和48）年11月15日、星野通は、1935年以来1973年まで、『松山高商新聞』『松山商大新聞』『愛媛新聞』等に依頼され、書いてきた小論をまとめて『筆のすさび』と題して発刊した。表紙の絵は妻の富美子さん、カットは長男の陽である。学術論文にはみられない、生き生きとした人生が語られている。

1976（昭和51）年2月10日午後3時30分、星野通は急性肺炎のため逝去した。75歳であった。墓は御幸町1丁目の法華寺にある。

2月11日付けの『愛媛新聞』は星野通元学長の死去について次のように記している。

「星野通氏（元松山商大学長、法学博士）は十日午後三時三十分、松山市清水町四丁目の自宅で急性肺炎のため死去、七十五歳。伊予市出身。葬儀（神式）は十二日午後二時～三時、同市御幸町一丁目法華寺で。喪主は妻富みさん。

旧制松山中、松山高校を経て大正十四年東京帝国大法学部を卒業。同十四年松山高商教授。以来昭和四十一年三月、定年退職するまでの四十一年間、高商、松山経専、松山商大の教授を務めた。この間昭和三十二年から三十八年まで二期六年間にわたって同大学学長。

専門は民法で、とくに旧民法制定にいたるまでの法制史に詳しく、『民法典論争史』『明治民法編纂史』など多数の著作がある。また中村菊男教授らと日本近代の法的形式をめぐる論争は有名。

在職中は専門の法学以外に、とくにスポーツ振興に力を注ぎ、ラグビーや剣道部などの顧問を買って出た。また厳しさのなかにも温情あふれる人柄が多く、多くの学生をひきつけた。“教室回顧談”が得意で先輩教師の授業風景を声帯模写で演ずるなどの一面もあり、高商、経専、商大時代を一貫して、“名物教授”で通した。長男の陽氏も松山商大教授であり、“親子教授”としても知られて居た。

愛媛新聞賞（昭和三十七年）、県功労賞（四十六年）を受賞したほか私学振興に尽くした功績で勲三等瑞宝章を受章¹⁶⁾

また、田中忠夫愛光学園長が談話を寄せている。

「星野先生とは五十年近くにわたっておつきあいしてきたが、お人柄は誠実の一語につきる。どんな小さなウソもつけなかった人だ。安倍能成先生によく似て、誠実さの点では日本人ばなれた存在だった。二人してよく将棋を指した間柄でもあったのだが…¹⁷⁾

1977（昭和52）年2月の『明教』（松中・東高同窓会報）第7号に、伊藤恒夫が「星野通先生を偲ぶ」を寄稿している。それは次の如くである。

「星野 通先生のご誕生は明治三十三年（西暦一九〇〇年）一〇月一日、昭和五十一年二月十日満七十五才で逝かれました。

御遺族の御依頼も受けて、私が、本誌に先生を偲ぶ拙文を書くことになりました。

先生は松山中学校の頃、私の亡父（秀夫）に英語を教われたのです。その後、私の亡父は三〇年余、松山高商、松山商大で先生の同僚として公私ともども親しく、おつきあいし、ほんとうに、たいへんお世話になりました。その間に、先生のお妹さんを私の亡き両親が私の親戚の者（故堀新一郎－星野先生の「松中」二年下）のお嫁さんに御仲介したりもしました。

そんな御縁で私は中学生の頃から、先生のことを両親から聞かされてきました。それから後、私が松山高校在学中には、非常勤講師であられた先生からドイツ語を教えていただいたりもしました。

16) 『愛媛新聞』1976年2月11日。

17) 同。

それよりも何よりも私が生涯忘れ得ぬ御恩は、私が終戦後、外地から引きあげてきて、どうしようかと迷っている時、先生のご高配と御口添えで、昭和二十三年三月半ばから、当時の松山高商に勤務させていただくことになったことです。以来、先生がお亡くなりになるまで、私もまた同僚として、公私ともに、ほんとうにいろいろお世話になりました。そして、今は、先生の御長男陽君と私は同僚として親しくしてもらっているものです。

ついでながら先生の御二男不二夫君と私の長男は小学校以来の親友であり、今も親しくおつきあひしています。そんな関係もあって先生の奥様と私の家内はPTAのお仲間でもあり、以来今も親しくしていただいております。

亡き星野先生と私は、右のようなほんとうにふしぎな深い深い御縁がありました。

今、私の手許に、先生が松山商科大学を御退職の際の記念論文集「法史学及び法学の諸問題」（昭和四十二年四月発行）と先生が自費出版された「筆のすさび」（随想集－表紙の絵は富美子夫人、文中のカットは令息陽君－）があります。前者には、これもふしぎな御縁ではありますが、当時、はからずも経済学部長であった私が「献辞」を書いております。それには八木亀太郎元学長が「星野先生の横顔」を越智俊夫教授が「星野先生の業績を回顧して」を書いています。その巻末には先生の略歴やたくさんの著述目録が記録されています。

今、あらためてそれらを読み、先生の在りし日の御様子や面影がよみがえっています。

以下謹んで先生の御生前を偲び、心からご冥福を祈らせていただきます。

星野先生といえば、誰もですが、まず、何といても、法学博士星野通先生を思い出すでしょう。御生前、私も先生から、松山が戦火で焼かれる前、千舟町にあった「赤本屋（古本屋の名）で「明治十一年民法草案」や穂積

陳重著「法典論」という稀覯本を偶然発見された時（昭和十三年）のことを何度もうかがったことがあります。よほどの御感動だったにちがいありません。それが御縁で先生のライフワークである明治民法法典の御研究がはじまり、その結晶が先生の大著「明治民法編纂史研究」であります。それは当時日本法学界未踏の分野に光を当てられたものであり、「明治民法史研究に礎石を置いた画期的な」御業績だったのです。これこそが、昭和二十三年、先生が法学博士の榮譽に浴された御著書なのです。

その後も、先生は終始一貫明治民法編纂史の研究をされ、先生と慶應大学の中村・手塚両教授との間に繰り上げられた「旧民法」の性格論争は余りにも有名です。この論争において先生の学究としての闘志は満々の御様子でした。門外漢の私などにもよくそのことについて語りかけられました。

先生は右のような御業績で地方大学である松山商大に星野博士ありというわけで、われわれ学園の名を天下に知らせて下さいました。

その間、先生は、戦後間もない頃から図書館長、理事、その後学長兼理事長の御要職につかれ、われわれ学園の発展に不朽の功績を残されたことはいまでもありません。

また、私は、先生が学長御退任の際、「何よりも研究者たれ」と力説され、われわれ後輩同僚を鼓舞され、かつ警告されたのが忘れられません。

先生は東大法学部法律学科（独法）を御卒業後（大正十四年四月）から御郷里（今の伊予市）にほど近い松山高商の教授になられ、戦後昭和三十二年から二期六年間学長、理事長を務められ、御退職まで四十年間、終始地方の専門学校、地方大学の研究者として一貫されました。私が先生を敬愛する理由の一つであります。

先生はまた、教師として卒業生、在学生から親愛と敬慕を集められました。先生のお宅を訪れる在学生、卒業生がたいへん多かったようです。私など、ほんとうに羨しい。ねたましいと思うくらいでした。

先生がフィラテリスト（「切手」蒐集家）として有名であったことは多くの人の知るところでしょう。先生は趣味として切手集めをされると同時に切手の研究者でもおありだったようです。

先生は、昭和二十五年六月二十日の「夕刊山陽新聞」に「趣味と根気」という随筆を書いておられますが、その中に「趣味の郵券集めをはじめから二十二年になる。…わずか一万種内外の小コレクションだが、一日の生活の憂さはこれを眺めていると自然に忘れてしまう…」とあります。

また、昭和十年九月十五日の松山高商新聞や昭和十三年の「夕刊大阪新聞」にはフィラテリー（切手蒐集）は「道楽の王－帝王の道楽である」とその「起源考」の随筆を出しておられます。

先生は、お若い頃から、「将棋」を愛好されていたようで、その将棋敵手の八木元商大学長は次のように書いておられます。

「青年の頃から松山の棋客森五段、石田四段に親しく師事され、本格の修業もされ、棋理に明るく、棋談に詳しい」

「棋力は十分入品の域に達しておられるが、何分早見え、早指しが先生の棋風の特長で、それが当方のつめめになっていることでもあることを知るや知らずや。先方があまりスピーディに来るから、そんな手は気づいていまいとたかをくくっていると、とっくに読み切っていたりして不覚をとった経験もある」

先生は「麻雀」にもひと頃熱を入れておられました。昭和二十三－四年頃でしたが、誘われて当時、持田のお宅で度々お相手したことがあります。

先生は御専門外のことについても広い読書家でした。大学生の頃から三田派の作家水上瀧太郎のものや、芹川光治良の作品を愛読されていることをお聞きして、私などとても及ばんと思ったこともあります。

思い出すままにもう一言、同僚達との宴会の席での先生の伊予節は有名です。転勤する頃にやっとおぼえられるというので「転勤節」ともいわれるあのむつかしい伊予節を見事に歌いのけられて拍手大かっさいでした。

先生の思い出はつきません。大事なことを書き落としてはいないかと心配ですが、紙面にも限りがあるので、今は、この程度にさせていただきます。終りにもう一言だけつけ加えずにはおれないことがあります。

先生は、亡くなられたその日、傍におられた奥様に、うわ事のように、次のように言われたそうです。

「洋服を着せてくれ、靴をはかせてくれ。商大へ行くのだ」と。

御遺族の御希望もあって先生の霊柩車は静かに松山商大の正門に入って、先生が六年間おられた旧学長室のほつりをまわつて、火葬場に向けて去りました。商大の教職員は正門の近くで最後のお別れをしました。

先生は今、城北、松田池西側の法華寺に静かに眠つておられます。

横矩型の墓石には「星野」とのみ横字で彫つてあります。富美子未亡人の筆になるものです。「星野家之墓」ではないのです。「家」がないのです。先生は、民法学者、戦後、新民法の精神を説かれ、「家の亡霊からの解放」を力説されてきました。先生は、〇〇家、〇〇家結婚式場という看板は改正身分法の精神に反するとくりかえし言つておられました。この先生の精神が先生の墓標に生きています。

今は亡き星野通先生！ 思いつくままにつまらないことを書いてしまったかもしれません。御生前、若気（〜げ）の至りで生意気なことを言つたり、したりで失礼だったかもしれません。先生御寛容下さい。

—一九七六・一二・一五—（松山商科大学学長）¹⁸⁾

2013年11月9日、松山大学法学部がシンポジウム「『民法典論争資料集』（復刻増補版）の現代的意義」を開催した。星野通の『民法典論争資料集』（昭和44年）の復刻増補版の刊行（2013年3月、日本評論社）の刊行を記念したシンポであった。

18) 伊藤恒夫「星野通先生を偲ぶ」『明教』（松中・東高同窓会報）第7号。

開催趣旨を松山大学の古屋壮一が述べ、基調講演として村上一博(明治大学)「星野博士と法典論争研究」、池田真朗(慶應義塾大学)「旧民法典とボワソナード」、個別報告として岡孝(学習院大学)「民法典論争と梅謙次郎」、岩谷十郎(慶應義塾大学)「民法典論争・論争史-その構造と性格-」、大村敦志(東京大学)「現代日本における民法典論争-新たな『資料集』の必要性-」、フロアからの発言として宮下修一(静岡大学)「『民法典論争資料集』の復刻増補作業について」、高橋良彰(山形大学)「民法商法施行取調委員会の審議経過」、中村哲也(新潟大学)「民法典論争と法典調査会及び帝国議会における修正作業の関連」等々があった。

このシンポの基調報告の中で、村上一博は「星野説と中村説は、擦れ違いに終わらざるを得なかったと思われる。これに対し、手塚説が星野説に与えた影響は、根本的かつ甚大であった。星野先生が、民法典論争のキーポイントとされたのは、『旧民法人事編の近代家族法的性格』であり、それを擁護しようとした断行派こそが、自由民権主義の流れをくんだ西欧近代的なブルジョア自由主義・進歩主義と評価されるべきだと言うのだが、手塚説によれば、旧民法断行派が、推進・擁護した旧民法人事編(公布規定)は、何のことはない、明治民法と同じ程度に保守的なものにすぎなかったとするのだから、もし、手塚説を認めれば、星野説は根底から崩れ去ってしまうことになる。それゆえ、星野先生は、手塚説に反論すべく、公布された旧民法の『近代家族法的性格』を探し出す作業に全力を傾注され(た)」「率直に言えば、旧民法人事編が当時としては近代的性格が強いものであったとの、星野先生の手塚説への反論は非常に苦しく、(父権優位の)夫婦中心主義が残存している断片的な条文を取り上げて、人事編全体の近代家族法的性格を強調したものと言わざるを得ない」¹⁹⁾と述べ、星野説=旧民法の『近代家族法的性格』説は「苦しい反論」と報告した。

また、岩谷十郎も「旧民法と明治民法の区分が相対化されるという歴史観が

19) 松山大学シンポジウム「『民法典論争資料集』(復刻増補版)の現代的意義」19頁。

手塚氏によって示されたのである。…戦前我が国の戸主権の起源は明治民法ではなく、旧民法の裡に胚胎したと言うべきであろう」²⁰⁾とやはり手塚説を支持する見解を表明している。

さらに高橋良彰も『民法論争資料集』では星野先生によってその冒頭で、旧民法典人事編の近代的性格について八つの点が摘記されている。しかし、現在におけるその評価に関しては、シンポジウムの基調報告において触れられているように、近代的性質についての根拠は薄いというものである²¹⁾と村上報告に同調している。

これらの報告について、少しコメントしておこう。

- ①村上一博の「手塚説を認めれば、星野説は根底から崩れ去ってしまう」という表現は、かなり大げさな表現であろう。確かに私も手塚豊が旧民法第一草案を紹介することによって、第一草案→明治23年民法→明治31年民法という民法典の編纂過程の歴史研究が豊富になったことは、研究上の大きな貢献と率直に認めるものである。そして、第一草案を基準にするならば確かに星野説は分が悪いだろう。しかし、第一草案は草案である。やはり成案の両法典を比較するのが本来の研究であろう。そして、23年民法を31年民法と比較すれば、23年民法が相対的に近代的であり、星野の近代性説は根拠が薄いとはいえず、星野説の崩壊論はあたらないだろう。
- ②星野説は、ダイヤモンド社の著書にみる如く、明治23年民法も31年民法も共に近代性と封建性の妥協・調和、二元的性格を有していた、そして、23年民法は近代的性格が強く、31年民法はそれを修正し、保守化（封建性的性格が強くなり）したとの説であった。戦後、中村・手塚らが星野説＝通説をひっくりかえすために明治23年民法を「半封建性」「前近代性」と断じたので、それへの反論から星野は「近代性」をクリアに強調した。

20) 同, 89頁。

21) 同, 138頁。

論争の場合には往々あることで、星野の「苦しい反論」とは言い過ぎであろう。ただし、星野自身にも責任があろう。

お わ り に

以上、『星野通と松山商科大学－その学問と学者人生－』に関し、明らかになった点、再確認される点、功績などについてまとめておきたい。

第1に、星野通は栄えある松山高等学校の第1期生であり、大正デモクラシーの風潮の時代、松高自由主義、松高家族主義の校風の下で、青春時代をおくり、進歩的民主的教員から影響を受け、学問的開眼を受けたことである。

第2に、東京帝大法学部独法科時代に学問に励み、早くもアメリカの法学界の代表であり、社会法学の代表者であったロスコー・パウンドの『法律哲学概論』を翻訳していることである。星野が学問に極めて早熟であったことが確認される。星野は大学院に進学しなかったので研究上の指導教授はいないが、その後、研究を通じて穂積重遠を師事した。星野は穂積門下生であった。

第3に、松山高商教授時代、星野はたぐい稀なほどよく勉強し、教育に熱心であったことである。1926年8月、25歳のとき、ロスコー・パウンドの『法律哲学概論』を尚文堂から翻訳出版した。1927年4月、26歳のとき、法学通論の教科書『小さい法学通論』を広文堂から刊行、また、同僚の村川澄、一柳学俊との共著で教科書『民法講義案』を出した。また、1932年10月、32歳のとき、松高教授の橋本吉郎と共著で大学生や高校生のために『化学独逸語解釈研究』を、1936年11月、36歳のとき、大鳥居蕃と共著で大学法学生、高校生のために『法学独逸語解釈研究』を太陽堂から出版するなど、教育に大変熱心であったことである。家族の証言によると、星野通は朝は4時に起き、書斎の机に正座して、晩まで勉強していたという。この努力が星野をして後世に残る研究者たらしめたと思う。

第4に、星野が民法典論争、民法典編纂史研究を始めるきっかけになったのは、1937年の秋、37歳のとき、偶然、松山市内の一古書店に住谷悦治と入り、

「明治十一年民法草案」の一部を発見したことである。この草案は司法省にも東大図書館にも現存しておらず、穂積、岩田博士の大家も御存じなかったようで、この貴重な資料を星野が発見した喜び、感動がその後の明治民法編纂史研究への原動力になったことである。また、民法草案の編纂委員の一人は箕作麒祥であることは学界で知られていたが、もう一人が牟田口通照であることは、星野がはじめて世に知らしめたことであつた。

第5に、1938年12月、38歳のとき、星野は『松山高商論集』創刊号に「日独法典論争の顛末」を発表した。そこで星野はドイツの民法典論争におけるティボー、サヴィニーの自然法学対歴史法学の学問論争を紹介すると共に、ドイツの法典論争と異なり、我が国の民法典論争は仏法学派と英法学派との純粋な学問論争では無く、両派の感情的対立、勢力争い、政治的色彩をおびた泥仕合いであったことを素描した。この論文が星野をして本格的に明治民法編纂史研究ならびに民法典論争の研究をおしすすめる契機となったことである。その成果として、1942年8月、11月、41～42歳のとき、『民法典論争資料集(上)(下)』を松山高商商経研究会から刊行し、また、1943年9月、42歳のとき『明治民法編纂史研究』をダイヤモンド社から出版した。前者の『資料集(上・下)』では明治23年民法典の施行をめぐる断行派と延期派の資料を蒐集し、整理し、両派の主張をまとめ、民法典論争の性格を民権主義と国権主義とのイデオロギ的相剋と特徴づけた。これにより、星野は平野義太郎が素描した法典論争をさらに詳細に研究、発展させ、民法典論争の研究の先覚者、第1人者となったことである。そして、その後も星野は1944年6月、43歳のとき『民法典論争史』を日本評論社から、1949年6月、48歳のとき『民法典論争史-明治家族制度論争史』を河出書房から出版し、研究を深めていった。かくして、星野=民法典論争、民法典論争=星野として、全国的に有名になったことが確認される。

第6に、1952年から慶應大学の中村菊男と星野通との民法典論争が始まる。中村教授は明治23年の旧民法を前近代的法典と言い、星野説を根本から覆そ

うとしたが、星野は旧民法典の近代的・進歩的性格を主張し、反論されても何ら動じることなく、自説を繰り返し主張し続けた。また、慶應大学の手塚豊教授が中村教授側に立ち、旧民法の第一草案の分析を行ない、旧民法と明治31年民法の半封建的性格を強調し、星野説を批判したが、それに対しても星野はほとんど動ぜず、基本的に自説を繰り返し、泥仕合いとなり、議論がかみ合わなかったことが確認される。

第7に、明治23年民法人事編の性格について、現代の学界では、星野説（近代的性格）ではなく、手塚説（半封建的性格）を支持する見解が支配的なようだ。確かに、第一草案（明治21年10月）→明治23年民法→明治31年民法への流れの中で、第一草案を基準にするなら星野説は分が悪いだろう。しかし、第一草案は草案である。成案の両法典を比較すれば、星野説はなお有効で崩壊してはいないだろう。また、明治23年民法の性格について、星野は元々近代性と封建性の妥協・調和、二元性の考えで、中村・手塚論争のなかで、問題をクリアにするために近代的性格を列举し、敢えて強調し、反論した。そのため多くの論者が星野説＝近代的性格説とみなし、また、星野自身もその土俵にのり、近代的性格を論じたが、それはともに一面的で不正確であろう。その責任は、星野自身にもあろう。

第8に、明治31年民法の性格については、星野の主張・見解に変化、修正が見られることである。星野は戦前・戦時、また戦後直後においても、明治31年民法は23年民法と同様に近代性と封建性の二元的性格として捉えていたが（もちろん、31年民法の方が保守化している）、戦後の昭和22年の新民法制定以降は明治31年民法の封建性を強調し、その見解を修正したことである。

第9に、星野は松山高商教授に就任して以来、若い時代には他の教授のような要職につかず、教育と研究に精進したが、敗戦後の中堅から晩年には学校の要職を務め、学園の発展に大きな貢献をしたことである。以下、列举しよう。

- ①初代校長加藤彰廉の伝記である『加藤彰廉先生』（1937年3月）の編集委員長として、その編纂に尽力した。

- ②敗戦後の学園の民主化にあたっては、進歩的民主的で優れた教員の採用に尽力した。
- ③1946年12月からは財団法人松山経済専門学校・松山商科大学の理事に就任し、学園の経営のために尽力した。
- ④1947年5月、星野は松山経済専門学校を松山商科大学に昇格させる「復興昇格委員会」の委員長となり、大学昇格に尽力し、文部省への申請書類を作り、著名な教員を採用した。
- ⑤1957年2月からは伊藤秀夫松山商科大学学長の病気辞任に伴い、星野は学長代理に就任し、4月から2代学長となり、1963年12月まで6年9ヶ月学長職を務め、学園の発展に貢献した。

まず、学内の諸規程の整備を行ない学園の民主的運営をはかった。学長選考規程の制定（1957年3月）、名誉教授規程の制定（1957年4月）、学科成績選考規程の制定（1958年2月）、就業規則の施行（1958年4月）、学科履修規程の制定（1958年4月）、外国留学・内地留学規程（1958年4月）、職員定年規程の制定（1959年4月）、聴講生・委託生規程の制定（1961年4月）、経済研究所規程の制定（1961年6月）、合同教授会規則の制定（1962年4月）、経営学部教授会規則の制定（1962年4月）、教員選考規準の制定（1962年12月）、経済学部教授会規則の制定（1963年1月）等々。

また、施設面の充実をはかった。新食堂の建設（1959年1月）、新図書館の建設（1959年7月）、3号館建設（1962年6月）、寄宿舎・南溟寮の建設（1963年4月）、新しい正門の建設等。

さらに、教学方針面では、1952年4月、2代学長就任に当り、戦後忘れられていた校訓「三実主義」を再興・復活し、真実→忠実→実用の順序とし、その定義を簡明に定式化した（1962年4月）。その星野の説明がその後の大学の校訓「三実主義」の説明となり、定着した。星野学長の役割、極めて大であることが確認される。

さらにまた、1962年4月、商経学部を発展的に解消し、経済学部と経営学部として独立させ、その後の本学園の飛躍的發展の礎を築いた。

また、1963年の創立40周年記念事業にあわせて、温山会が三恩人（新田長次郎、加藤拓川、加藤彰廉）の胸像を寄贈した際に、星野通が三恩人の碑文を記し（1963年11月）、三恩人を顕彰した。その碑文は後の三恩人の解説の元となり、改定され、今日に至っている。

星野の学園への功績は極めて大きかったと評価できよう。

第10に、星野の大学行政について、問題点を述べると、法学部の開設に関してである。1948年7月28日の『松山商科大学設置認可申請書類』の「一四「将来の計画」では「A 法学部増設は縣市各方面より要望せられているので、財政上及び教授選任上より当分困難であるが、出来得る限り早く実現したい」と文部省に約束し、1949（昭和24）年度の『学生便覧』に「将来計画として法学部をできるだけ早く設置する」と記載していたが、法学部が開設されるのは、1988年であり、何と39年後である。商経学部を経済学部、経営学部にするよりも、まず何よりも法学部を開設すべきであったが、その尽力をしなかったのは問題として残ろう。

第11に、学長退任後の教授時代について、1964年1月、星野は再び学者に戻り、生涯の研究である民法典論争資料の仕上げの研究を押し進め、1969年に日本評論社から『民法典資料集』を出版したことである。最後の最後まで研究一筋であったことが確認されよう。

第12に、星野の人柄である。教育研究に熱心な人柄であるとともに、ウソをつけない誠実な人であった。戦時中に生徒に「戦争に行くな、日本は負ける」と述べたことが特高（特高警察）の耳に入り、捕まりそうになったことも一例である。その学問と人柄のよさは多くの生徒・学生をひきつけ、また同僚の信頼厚く、学長を2期務めたのであった。

第13に、星野の家庭論である。封建的家制度を否定した男女平等の民主的家庭論である。星野は学長時代、卒業時の式辞において、良き伴侶を得て良き

家庭生活，健康的で平穩な家庭生活を送るよう，繰り返し述べた。けだし，良き家庭こそは社会活動の原動力だからである。それは星野自身の夫婦生活・家庭生活そのものであろう。また自ら実践した（星野節子さんより聞き取り）。

（完）